論 説

新型コロナウイルス感染症拡大を契機にした 企業知財部門における課題と対応

情報システム委員会第3小委員会*

抄 録 2020年,新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために多数の企業において急遽テレワークが導入された。従来型の対面での業務が制限されることから、各企業の知財部門においても程度の差はあれ、多くの課題が生じたと考えられた。しかし知財分野においてのテレワーク導入事例については情報が少なく、また知財特有の課題について参考にできるような事例にたどり着くことは困難である。それぞれの課題について暫定的に対応しているものの、新型コロナウイルス感染症終息後もテレワークを継続することを想定し、恒久的な運用を模索している企業が多いと推察される。

本小委員会では新型コロナウイルス感染症拡大を契機として企業知財部門にどのような課題が生じて、どのような対応をしているか、を日本知的財産協会情報システム委員会参加企業に対するアンケートにより把握・検証し、それをもとに知財活動に課題を抱える企業の一助となるような情報を提言するものである。

目 次

- 1. はじめに
 - 1.1 新型コロナウイルス感染症の広がりと世の中の変化
 - 1. 2 小委員会の狙いと活動
 - 1. 3 調査研究の進め方, ゴール
- 2. 第1回アンケート
 - 2. 1 第1回アンケート内容
 - 2. 2 第1回アンケート結果
 - 2. 3 第1回アンケート考察
- 3. 第2回アンケート
 - 3. 1 第2回アンケート内容
 - 3.2 第2回アンケート結果と考察と提言
- 4. おわりに

1. はじめに

1. 1 新型コロナウイルス感染症の広がりと世の中の変化

2020年に全世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの日常生活は一変した。2020年4月以降、本論説執筆時点までに感染拡大防止のための緊急事態宣言が2回出されており、不要不急の外出自粛の呼びかけにより、人の移動や密閉空間、密集場所、密接場面が控えられるなど日常生活に大きな影響を受けている。

大きく変わったのは日常生活だけでなく, それまで当たり前であった従業員が企業の施設に 出勤して対面で仕事を進める従来型の働き方か

^{* 2020}年度 The Third Subcommittee, Information System Committee

ら、多くの企業でテレワーク制度が採用され、 自宅にいながら企業の仕事をすることが一般的 に行われるようになった。緊急事態宣言発令期 間(2020年4月7日~5月25日)に東京都内の従 業員300人以上の企業ではおよそ9割の企業が テレワークを実施していたという報告もある¹⁾。

1. 2 小委員会の狙いと活動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により 多数の企業で突然のテレワークを行うことにな り、様々な業務に支障が生じているものと考え られた。

そこで本小委員会では、新型コロナウイルス 感染症拡大を契機に各社の知財活動に生じた課 題と、その解決に有益な情報とを発信し、会員 企業の課題解決に資することを目的として活動 を行った。

1. 3 調査研究の進め方, ゴール

本調査研究は2020年度情報システム委員会参加企業へのアンケートによる課題抽出とそれら課題の解決の手掛かりになる情報を例示し、本小委員会の提言を提示することとする。なお、本論説で例示される解決手段や提言は、各社のセキュリティポリシー上許容できないものや、実施不可能なものも含まれると思われるが、解決手段の一例として参考にしてほしい。

本論説は2020年度情報システム委員会第3小委員会(二宮弘樹(村田製作所),宮沢知樹(大正製薬),猪野香保里(楽天),遠藤伸将(マクセル),鬼塚俊行(シスメックス),小野裕三郎(本田技研工業),北垣佳代(神戸製鋼所),宮澤悠(トヨタテクニカルディベロップメント))が執筆したが,本論説の内容は本小委員会としての見解であり,各所属企業の公式見解ではない。なお,本論説は2021年3月時点の情報に基づき執筆している。

2. 第1回アンケート

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に発生した企業知財部門での業務課題に対し、どのように対応をしているのか把握するべく、2020年度情報システム委員会参加企業31社に対しアンケートを実施した。

2. 1 第1回アンケート内容

各企業で発生している課題とその対策を幅広 く把握するため、アンケートを以下のように設 定した。

- (1) 会社概要
 - ・従業員数
 - 業種
 - ・資本金
 - ·国内年間出願件数
 - ·国内権利保有件数
 - · 外国権利保有件数
 - · 出勤率 (2020年4月~6月)
 - ·勤務時間(2020年4月~6月)
- (2) 業務課題と対応
 - ・発生した課題
 - ・課題への対応
 - ・未対応の業務課題
- (3) 今後の働き方
 - ・会社方針
 - ・回答者の希望

2. 2 第1回アンケート結果

調査対象31社にアンケートを実施し、26社から回答を得た。結果は以下の通りとなった。回答企業の図3以降のグラフは本論説末尾に記載。

(1) 回答企業の概要

アンケートの結果は以下の通りであった。(出 勤率は図1. 勤務時間は図2。)

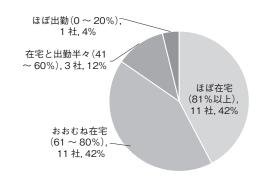


図1 出勤率

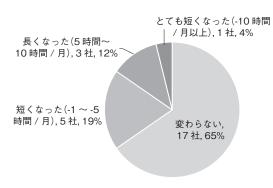


図2 勤務時間

アンケート回答企業の従業員数,業種,資本 金の最頻値は,従業員数で10,000人以上,業種 で電気機器,資本金で500億~1,000億円と1,000 億円以上であった。

アンケート回答企業の特許出願規模の最頻値は,国内年間出願件数で500件~999件,国内権利保有件数で1,000件~4,999件,外国権利保有件数で1,000件~4,999件と10,000件以上であった。

アンケート回答企業の出勤率, 勤務時間の最頻値は, 出勤率でほぼ在宅 (81%以上), おおむね在宅 $(61\%\sim80\%)$, 勤務時間は変わらないであった。

本アンケートでは大企業からの回答が大半を 占める結果となり、在宅勤務率が6割以上の企 業が約85%を占めた。

(2) 業務課題と対応

各社から挙げられた課題のうち多く挙げられた課題を分類した結果,課題を6つの業務に分

類した。すなわち、「サイン書類業務」、「契約・押印・承認業務」、「請求書・支払業務」「紙書類・郵送物の取扱い」、「社内外での情報共有・情報伝達」、「自社出願用PC」の6つであり、これらが各社の主要課題であるとの理解のもとで研究を深掘する必要があるとの認識に至った。

なお、最も多かった課題は「契約・押印・承 認業務」であった。

未解決の割合が高かった課題は「サイン書類業務」、「紙書類・郵送物の取扱い」、「社内外での情報共有・情報伝達」、「自社出願用PC」であった。

2. 3 第1回アンケート考察

多くの企業が知財業務において様々な対策を 行って、突然のテレワークにも対応したことが わかった。しかし、「サイン書類業務」などに ついては多数の企業で残課題があることもわ かった。

3. 第2回アンケート

第1回アンケートの結果より、企業が挙げた 課題として多かった6つの業務について、さら に深く研究するべく、追加でアンケートを実施 した。

3. 1 第2回アンケート内容

各企業で発生している課題とその対策を深く 把握するため、6つの業務についてそれぞれ以 下のようにアンケートを設定した。

各業務の課題と対応

- 課題はあるか
- ・具体的な課題
- ・課題に対する対応策
- ・課題が無いと回答した企業の取り組み

3. 2 第2回アンケート結果と考察と提言

調査対象31社にアンケートを実施し、24社から回答を得た。結果は以下の通りとなった。

(1) サイン書類業務

サイン書類の対応に課題があるとする企業は 24社中20社が占めている。

1)課題

課題として共通しているのは各国特許庁提出 用書面(委任状,宣誓書等)へのサインが避け られないというものであった。

2) 対応策

サイン書類の発生を少なくするために包括委 任制度を利用している企業があった。これは信 頼できる代理人に対し、予め案件を特定しない 包括的な委任状を提出することで個別案件の委 任状を発生させないようにする手段である。多 くの国で委任状を省略化することができるもの の、包括委任状を認めない国(インドネシア、 マレーシア、南アフリカ等)もあり、また、委 任状は省力化できても宣誓書などの書面が別途 求められるインドなどの国もある点には注意が 必要である。また、特許の年金、商標の更新を 管理会社に委託している場合は、管理会社宛に 包括的な委任状を提出することで大部分の国で 個別の委任状を提出する必要がなくなるため、 サイン書類の発生を抑制するには効果的である。

米国での手続きでは、S-Signature制度(米国特許法施行規則(37 C.F.R)1.4 (d)(2))を利用している企業があった。これは書面へのサインを署名者がスラッシュ(/)で囲んでタイプ入力したもの(/John Smith/の形式)をサインしたものとして扱うという制度である。署名を依頼する際のメールなどを保存して、確かに本人が入力した証拠を保全するなどの対処が必要であるが、テレワーク下においては有効な手段と考えられる。しかし一部の企業では米国

だけ別扱いすることによる作業の煩雑化を避けるため採用を見送っている。

また、韓国においても委任状や、特許権譲渡時に証明書類として提出する公証書に対し、電子署名で作成した委任状や非対面方式による画像公証の電子文書を提出できるようにする業務処理手続きが設けられた²⁾。

一部の国の手続きではサイン書面を電子データ(PDFファイル)で提出することができる。各社のセキュリティポリシー上許容されるのであれば、テレワーク下であっても自宅で印刷したり、郵送で送ったりした書面にサインし、スマホアプリなどでPDF化してメール送付すれば出勤することなく完了することができる。ただし、そのような場合であっても原本は保管が必要なため、原本を保管するプロセスを十分検討する必要がある。

また、PCT出願時に各国移行が予想される国の署名済み書類を作成し、保管しておくことで、時間的な余裕を持たせている企業もあった。時期を前倒しにして時間に余裕を持たせる有効な手段ではあるが、移行国の変更、各国の書式の変更などにより実際の移行時に別途書類を収集する事態も想定しておく必要がある。

3)課題が無いと回答した企業の取り組み

課題が無いという回答をした企業では、全て 出社している従業員が対応しているという回答 であり、一定数の従業員が出社することが業務 を進める上で必須となっていた。

その中で、業務スキームを変更し、サイン書類収集業務をサポート従業員に集約することにより効率化を図ったという回答もあった。

4) アンケート結果からの考察

サイン書類については、現状では各国特許庁 への提出書類を全て無くすことはできない。

委任状については包括委任により発生件数を 減らすことが可能だが、宣誓書や譲渡書など書 面へのサインが必須な書類は当面継続するもの と思われる。一部国で運用を開始している電子 署名の採用国が拡大していくことに期待したい。

避けられない書面へのサインについては、出 勤者が対応しているのが現状である。セキュリ ティ面での対応ができれば在宅で紙に印刷して サインをし、電子化して各国特許庁に送付する 対応ができる国もあるものの、テレワーク下で は社外での紙への印刷を認めない企業もあり全 て対応できるわけではないのが現状である。

結局, 紙の提出が避けられないのであれば, サイン書類の入手時期を前倒ししたり, サイン 書類入手のスキームを見直しして効率化したり するのも検討する価値がある。

5) サイン書類業務への提言

現状ではサイン書面の提出が避けられないため,各社のポリシーで可能な範囲で包括委任状の提出や電子的な署名制度の活用,在宅での紙の印刷対応などを行い,それでも避けられない書類へのサインは時期を前倒しで入手することで時間的な余裕を持つことをご一考いただきたい。

(2) 契約・押印・承認業務

契約・押印・承認の対応に課題があるとする企業は24社中20社が占めている。

1)課題

課題として共通しているのは、承認や決裁を 必要とする場面にて紙文書等への押印や直筆の サインを必要とし、また社印や代表者印等の印 鑑は企業にて厳重に保管されているため、出社 し対応する必要があるというものであった。

2) 対応策

電子的な手段によるものが有効であり、企業内で完結する文書や意思決定等に対する決裁業務に関しては、電子メールによるやり取りや電子決裁ワークフローを利用することが対策としてある。企業の内部統制強化の観点で、業務の可視化や効率化が進んでおり、既に対策として電子決裁ワークフローを導入している企業も見

受けられた。

対企業との取引契約の決裁業務に関しては. 電子署名や電子サイン (以下、電子契約) サー ビスを利用することが対策としてある。日本で は、古くから判子文化が定着しており、これま で電子契約サービスが浸透しなかったが、新型 コロナウイルス感染症拡大を契機に国内企業に おいても、導入に向けた検討を開始する企業が 増えた。また、そのような環境変化や企業の動 きに合わせ, 電子署名法に対する政府見解が公 表されることにもなった3)。当該政府見解は, 総務省・法務省・経済産業省の連名で公表され ている。立会人型電子署名(利用者の指示に基 づき. 利用者が作成した電子文書を用いたサー ビス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を 行うサービス) については、一定の要件を満た すことにより, 本人による電子署名が施された 電子文書の真正性を推定する効力が及びうる旨 が示された。これにより、立会人型電子契約に ついて電子署名法上の位置付けが示され、電子 契約サービスの導入を後押しする形となった。

電子契約サービスを利用する上での電子署名に関連する代表的な法律として、日本には電子署名法や電子帳簿保存法、米国にはESIGN ActやUniform Electronic Transactions Act (UETA), EUにはElectronic Identification and Trust Services (eIDAS) がある。これら各国法制度や規制に準拠し、法的な有効性や訴訟リスクを踏まえて、電子契約サービスを利用する必要がある。

3) 課題が無いと回答した企業の取り組み

既に電子決裁ワークフローや電子契約サービスを利用できる環境や運用を構築済みである、 出社し対応するので課題と認識していない、といった回答があった。

4) アンケート結果からの考察

企業内で完結する決裁業務については、社内 規定を遵守の上で環境や運用を比較的容易に構 築可能であり、電子決裁ワークフロー等により 業務を置き換えることの困難性は高くないと考 えられる。また、電子署名法上の要件である本 人性や文書の非改ざん性については、社内のシ ステムセキュリティで十分に担保されると考え られる。

一方で、対企業との取引契約にかかわる決裁 業務については、各国における法律調査および 法的訴訟リスクを踏まえ、本人性と非改ざん性 を担保したシステムを選定し環境や運用構築す る必要があるため、導入における困難性は前者 に比べ高いものと考えられる。

5) 契約・押印・承認業務への提言

本項では、電子契約サービスを導入する場合 のサービスの方式や選定、サービス利用の注意 点についてまとめた。

サービスの方式について,一般的に電子署名 と電子サインサービスがあり,これらは本人確 認の証明(本人性の担保)の違いによって区別 される。

電子署名は、印章管理や署名権限管理が厳格に行われる電子認証局が発行の電子証明書とタイムスタンプにより、本人性を担保した署名を行うことができ、高い法的証拠能力が求められる文書に対して利用される。

電子サインは、メールやShort Message Service (SMS)を用いた認証を行い、電子契約サービスが提供する仕組みや監査ログによって本人性を担保し、比較的一般的な契約、注文・請書処理などの広範囲な文書に対して利用される。求められる電子文書の証拠能力に応じて、本人性と非改ざん性を担保したシステムセキュリティレベルの高いサービスを選定することがよい。

サービス利用における注意点として,電子署名については,前述の通り第三者機関の認証局の証明があるため,本人確認の証明や企業の内部統制強化を重視する点では電子サインより優れているが,認証局への発行や更新手続きや契

約相手先も電子証明書の取得を必要とするため、利用当事者にとっては負担となる。

一方で、電子サインは、電子署名に比べて比較的容易な認証方法であるが、本人性の担保の点で劣るため、メールアドレスや多要素認証(SMSを含む)に加え、署名したプロセスの履歴を残すことが必要である。また、契約当事者として権限を有する署名者であるかを事前に合意しておくことや契約締結前後の商談や事実確認を記録し、文書の真正性が争われた際の立証に備えることが望ましい。

また、法律で書面(紙)による締結や交付が 義務づけられているものがある。労働者派遣の 契約に際し交付する書面(派遣法26条1項、施 行規則21条3項)等が代表的な例である。

終わりに,電子契約サービスは,契約書の紙代,郵送費,印紙代削減等のコスト削減や,製本や郵送手配等の工数削減,さらに締結時間を大幅に短縮できるメリットもあり,出社することなく,業務を効率的に継続するための有効な対策であるといえる。また,一度業務プロセスを確認し,押印の行為自体が本当に必要であるのかを検討いただきたい。

(3) 請求書・支払業務

請求書・支払業務に課題があるとする企業は 24社中18社が占めている。

1)課題

課題として共通しているのは、社内ルール上、 請求書の紙が必須であるため、請求書・支払業 務については、出社して対応せざるを得ないと いうものであった。

2) 対応策

請求書・支払業務については、「請求書の発行」と「請求書の保存」業務に大きく分けられる。

まず、請求書の発行については、法的な制約 はないため、請求書の発行を電子化し、電子媒 体で送受信を行うことによりテレワークでも業 務を行うことが可能である。請求書の電子化については、請求書発行元とのトラブルを避けるため、PDF等の改ざんしにくい電子データを推奨する。また、法的に必須とはされていないが、発行元の社印等の押印もトラブル時の証明として有効となる。電子印や請求書送付時のメール履歴も代替手段となるため、社内ルールに応じて対応を検討いただきたい。

請求書の保存については、電子保存制度にて、電子データによる保存が認められている(電子帳簿保存法第4条)。電子データによる保存の場合、「電子帳簿保存法」「e-文書法」にて定められている要件を満たす必要がある。保存要件には、社内規程整備・システム導入・税務署への事前承認申請等が必要となる⁴⁾。保存要件をある程度満たしているのであれば、電子保存制度を活用することも対応策の一端として検討いただきたい。

3) 課題が無いと回答した企業の取り組み

課題が無いと回答をした企業では、郵送による請求書受領を廃止し、電子メールで請求書を 受領しているとの回答であった。新型コロナウ イルス感染症拡大前より、すでに導入している 企業もあり、大きな問題はないとしている企業 もあった。

4) アンケート結果からの考察

請求書・支払業務については、出社時にまとめて対応を行っているという企業がほとんどであった。請求書は税務処理における証憑となるため、7年間の保存が必要となる(法人税法施行規則第67条の2)。アンケート結果から見ると、ほとんどの企業においては、請求書の発行から受領までは電子で対応しているものの、最終的な請求書の保存については、社内ルール上紙による保存が定められている。それゆえに、出社時に紙を出力し、保存するという作業が必要となる。電子による保存も法律上可能ではあるが、アンケート回答企業の中で電子保存制度

を導入している企業はなかった。

5)請求書・支払業務への提言

請求書・支払業務の中でも、大きな課題となっているのが紙による請求書保存である。法的には電子保存も可能ではあるが、保存のための要件が厳格であり、手続も煩雑であるため、依然として紙による保存を継続している企業が多いと考えられる。しかし、デジタル社会実現のため、政府より電子帳簿等保存制度の見直しが発表されている。今後の法整備により請求書の電子保存要件が緩和されれば、請求書の保存においても電子化の加速が期待される50。

(4) 紙書類・郵送物の取扱い

紙書類,郵送物等の取扱いに関して課題があるとする企業は24社中16社が占めている。

1)課題

紙書類,特許証原本,定期刊行物,警告書等の郵送があり,定期的に誰かが出社しなくてはならず,完全に全員出社できない状態になると対応が難しいとの回答が多かった。

2) 対応策

紙書類、郵送物等の取扱いに関して課題があるとする企業では、対応策として出社日を週に1~2回に限定し、業務対応者でローテーションを行って対応していた。また、取引先に対して書類のPDFをメールで送付するように依頼するなど、紙書類での送付を減らすことを行っていた。

特許出願後の期限管理が必要な書類については、知財管理システムに特許事務所との連携機能を追加している企業では、在宅勤務環境でも遅滞なく包袋書類の確認が出来ており大きな支障は出ていないとの回答もあった。

一方、警告書等はいつ届くかわからないものなので出社しないと受領確認ができない状況で、WEB上で閲覧できない知財関連定期刊行物や特許証・商標登録証原本の送付もあるた

め、定期的に出社して書類の整理をしている企業が多く、全く出社できない状態になると対応が難しいとの回答が多かった。

郵送物等の取扱いについては、クラウド上で 受領した郵送物を確認できる有料のサービスも 始まっており、社内規則上の問題がないようで あれば導入を検討する価値があると考える。

特許証については一部の国で電子化が始まっているものの、多くの国では未だに紙の特許証が発行されており、特許証・商標登録証の原本を保管している企業では定期的に出社して整理しなければならないが、全ての特許証を保管できるスペースの確保が難しくなってきたことを契機に特許証原本の管理方針を見直したという企業もあった。

これは、「電子特許証の国、特許証の再発行が可能な国、それ以外の国」に分類して、特許証原本の保管が必要な国に絞って保管をするというものである。

例えば、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムなどアジア諸国では、訴訟の際に特許証原本の提出が要求され、インドネシアとベトナムでは特許権の譲渡手続においても特許証原本の提出が要求される。いずれの国も、特許権者は特許証原本を紛失または破損した場合は警察に届け出る必要がある。

また、アメリカ、ヨーロッパ各国、中国、韓国、 台湾、カナダなどでは、特許証原本自体に特許 権の有無を証明する法的効力がないので、特許 証原本を破棄しても問題はないとされている。

現地の代理人に確認した上で,各社で方針を 検討する必要はあるが,書類整理のための出社 を減らす対策,書類の保管スペースを確保しづ らくなった際の対策としても有効である。

3) 課題が無いと回答した企業の取り組み

課題が無いという回答をした企業は少なく, 大きな支障は出ていないものの出社人数と出社 日を限定して対応しているという回答であり, 一定数の従業員が出社することが業務を進める 上で必須となっていた。

大きな支障は出ていない企業では、紙書類での送付を予め削減して、特許証原本の送付自体を削減して書類管理方針の見直しを行っていた。 4)アンケート結果からの考察

紙書類,郵送物等の取扱い以外のアンケート結果では,企業知財部門における業務が比較的テレワークとの親和性が高いことが推測できたが,紙書類,郵送物等の取扱いについては全く出社しなくても支障が出ないとは断言しづらい状況である。WEB上で閲覧できない知財関連定期刊行物もあり,発行元による電子化を期待する以外の対策は今のところない。

5) 紙書類・郵送物の取扱いへの提言

現状では、郵送物等の取扱いを全く出社せずに行うことが難しく、期限管理が必要な書類については知財管理システムに事務所連携機能を追加することや、郵送物等の取扱いについては有料のクラウドサービスの導入を検討することも対策として効果的ではあるが、これらは別のところで出社して対応している人がいるわけであり、今後テレワークがさらに各社で拡大した際には、出社せざるを得ない業務に従事している人だけで負担を負う可能性がある。

特許証管理については、各社で管理方針を改めて検討した上で対策をとることが可能ではないかと考えられる。

(5) 社内外での情報共有・情報伝達

社内外での情報共有・情報伝達(コミュニケーション)に課題があるとする企業は24社中17社である。

1)課題

対面でのコミュニケーションに比べ、オンラインが中心になることで、情報交換の機会と内容が減少している、または不足しているという企業が多かった。特に、OJTなど教育の場面や

新たな業務立ち上げ場面のようにコミュニケーションの必要性が大きい場面において課題を感じているとの意見があった。

また、特許事務所との打ち合わせにおいて、 現物を見ながらの議論ができず、特許事務所へ の発明の説明がしづらいとの意見があった。

2) 対応策

情報交換の機会と内容の不足といったコミュニケーションの課題に対しては、音声だけでなくカメラを積極的に利用する企業が複数あった。また、定期的なコミュニケーション機会を創出している企業も複数あった。

特許事務所との打合せなどにおいては、オンラインツール上のホワイトボード機能などツールの機能を活用しているとの意見があった。

3) アンケート結果からの考察

各企業においてオンラインツールにより、テレワーク下でのコミュニケーション手段は整っていると考えられる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大前からテレワークの対応を進めている企業もあったが、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、より一層対応が進んだように見受けられる。

4) 社内外での情報共有・情報伝達への提言

従来に比べ、オンラインツールを用いることによるコミュニケーション不足といった課題が見えてきている。対策として、社内外でのシーン別に、オンラインとオフラインとの使い分けや、オンラインツールが有するホワイトボードなどの機能を使いこなすことが求められており、他社事例が1つの参考となると考えられる。一方、物理的な距離がなくなるため、国外事務所とのやり取りが、むしろやり易くなったという意見もあり、オンラインツールを用いたコミュニケーションのメリットを活かすことも検討できる。

(6) 自社出願用PC

自社出願用PCに課題があるとする企業は24 社中17社である。

1)課題

課題として多く挙げられたのは、企業のITセキュリティポリシーから、自社出願用PCへのリモート接続や、自社出願用PCの自宅への持ち帰りが許可されてないため、出社しなければ使用出来ないというものであった。また、電子証明書の更新や、自社出願用PCを起動するための出社が無くせないという課題もあった。

2) 対応策

出社しなければ利用できない企業は出社のシ フトを組むなどして、定期的に社員を出社させ ている。

また、企業のセキュリティポリシー以外の理由で自社出願用PCへのリモート接続を利用していなかった企業は、自社出願用PCへのリモート接続を検討している。

3)課題が無いと回答した企業の取り組み

企業のセキュリティポリシーに問題が無い企業は自社出願用PCヘリモート接続を行い運用している。また、一部の企業では自社出願を無くし、特許事務所へ依頼している企業もあった。4)アンケート結果からの考察

技術的にはリモート接続を使用することで自宅などから、企業の自社出願用PCへ接続することができるため、在宅からでも自社出願は可能である。しかし、外部からのリモート接続を許可していないなど、企業ごとのセキュリティポリシーによって実用出来るか否かは左右されるが、今は否が多いようだ。

一部の特許事務所でも出願PCへのリモート接続は取り入れているようである⁶⁾。

現状では電子証明書の更新や出願ソフトの アップデート時は出社しないと対応できない。

5) 自社出願用PCへの提言

自社出願用PCを持ち帰る, もしくは自社出

願用PCへ自宅からリモート接続することが企業のセキュリティポリシーに反しない場合は実施を検討していただきたい。

自社出願用PCへのリモート接続等している 特許事務所へ依頼すれば、特許事務所へ出所を お願いすることもなく、企業、特許事務所合わ せて出社する人数を抑えることが出来るが、特 許事務所の取組みは様々と思われるので、特許 事務所との密な対話を通じて相互にとって最適 な態様を検討頂くのが肝要である。

4. おわりに

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 緊急事態宣言発令以降, ほとんどの企業は突然 のテレワークによる業務を強いられることと なった。各企業は限られた出社環境の中で, シ ステム化や社内ルールの変更等により工夫を凝 らして知財業務への対応を行ってきた。

コロナ禍を契機として、本小委員会でも急遽 決定した研究テーマではあったが、多くの企業 が共通して抱えている知財業務への課題に対し て、有意義な情報提供ができたのではないかと 考える。調査結果はほんの一例ではあるが、各 企業の知財業務の見直しへの参考としてほし い。ただし内容によっては、ある程度のリスク を伴うものもあるため、社外専門家や社内関係 者等と十分に検討を行ったうえで導入いただく ことを留意いただきたい。

2020年4月以降,日本国内全体のデジタル化への課題が浮き彫りになり,日本特許庁も手続における押印の見直しや書類のオンライン発送等,デジタル化推進計画を発表している⁷⁾。今後の法整備により知財業務においてデジタル化が加速し,本稿で取り上げた課題以外も含めて,

近い将来解決されることを期待したい。本稿を ウィズコロナ・ポストコロナ時代における会員 企業の知財業務に役立てていただければ幸いで ある。

注 記

- 2020年6月17日「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」東京商工会議所 https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1022367 (参照日:2021.3.18)
- 2) JETRO 知的財産ニュース 非対面時代,電子 署名した証明書類の提出を許容 2020年6月19 日

https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200619a.html

(参照日:2021.3.18)

- 3) 総務省・法務省・経済産業省,利用者の指示に 基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により 暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A (電子署名法2条1項に関するQ&A)
 - https://www.meti.go.jp/covid-19/denshi shomei-qa.html

(参照日:2021.3.18)

4) 財務省リーフレット - 電子帳簿等とスキャナ保存 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/ tins/n04_7.pdf

(参照日:2021.7.6)

5) 自由民主党,公明党 - 令和 3 年度税制改正大綱 https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/ pdf/news/policy/200955_1.pdf

(参照日:2021.7.6)

- 6) 臼井尚, 月刊パテント, Vol.73, No.12, 33ページ(2020年)
- 7) 特許庁 特許庁における手続のデジタル化推進 計画

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/document/tetsuzuki_digitalize/keikaku.pdf (参照日:2021.7.6)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

第1回アンケート回答企業の情報

(従業員数は図3,業種は図4,資本金は図5, 国内年間出願件数は図6, 国内権利保有件数は 図7, 外国権利保有件数は図8)

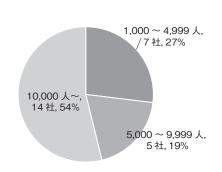


図3 従業員数

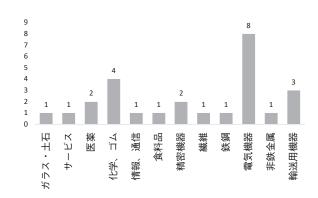


図4 業種

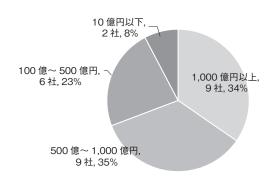


図5 資本金

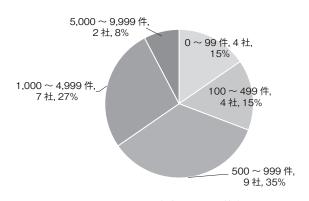


図6 国内年間出願件数

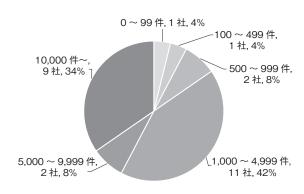


図7 国内権利保有件数

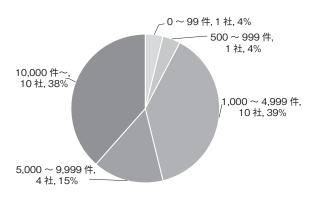


図8 外国権利保有件数

(原稿受領日 2021年5月24日)